

子ども医療費の助成について

今金町では、平成28年4月診療分から満18歳までの子どもが病院等で診療を受けたときの診療にかかる医療費を以下のとおり無償化します。

(保険外診療、食事療養費、全額自己負担の予防接種・ワクチン等は除きます)。

対象となる子どものうち、進学等で町外に住所があり、保護者が今金町に居住されている場合については、お申し出いただいた後に申請書を送付します。

区 分	内 容
対 象 者	<p>満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども</p> <p>※満18歳に達する日が4月1日の場合は、その前日まで。</p> <p>また、所得制限はありません。</p>
対象外の方	<ul style="list-style-type: none"> ・今金町内に住所を有する世帯に属していない子ども(保護者が町外の方) ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに婚姻されている方 ・生活保護受給者及び児童福祉施設入所者
自己負担額	<p>保険診療にかかる医療費の自己負担はありません。</p>
助成の範囲	<p>入院(入院時の食事代等を除く)、通院、調剤、補装具等の費用</p> <p>※補装具などを制作したときは、<u>いったん補装具の料金を全額(10割)負担すること</u>になります。健康保険組合等に請求し、保険給付分の払い戻しを受けることができます。補装具の料金から支給金額を差し引いた額を申請できます。</p> <p>ただし、小児弱視の治療用眼鏡は保険適用となる上限額があります。(詳しくは健康保険組合等にご確認ください。)</p>
医療機関等で助成を受けられなかった場合	<ol style="list-style-type: none"> ① 道外や道内の一部の医療機関等では、受給者証が使用できません。 助成を受けずに支払った医療費は、保健福祉課窓口で申請をすると払い戻しが受けられます。(申請に必要なもの: 領収書、印鑑、保険証、受給者証、通帳) ② 領収書の有効期限は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内となります。 ③ 申請前に確定申告等で領収書を提出してしまう場合は、必ずコピーを保管しておいてください。 ④ 上記の保管・コピーをしていなかった場合、領収書の代わりになる「領収証明書」を医療機関・薬局等で手数料を支払って取得していただく場合がありますので、領収書の保管等はくれぐれもご注意ください。
届出が必要な場合	<p>次の場合は届出が必要になります。印鑑を持参のうえ、下記相談窓口で手続きをして下さい。なお、来庁が困難な場合は電話にてご相談下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 加入している健康保険が変更になったとき 2) 住所・氏名が変わったとき 3) 保護者が変更になったとき 4) 受給者証を紛失・破損したとき 5) 対象者が就職したとき 6) 対象者が結婚したとき 7) ひとり親家庭等・重度心身障がい者医療費助成の受給者となったとき
相談窓口	<p>〒049-4308</p> <p>瀬棚郡今金町字今金17番地の2 今金町総合福祉施設としべつ内</p> <p>保健福祉課 総務グループ TEL (0137) 82-2780</p>